**自動車一般運送契約書**

　洋野町　　　選挙候補者　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

１　自動車の種類

及び車名

２　自動車登録番号

　　又は車両番号

３　契約金額 円（１日当たり　　　　　円）

(消費税を含む）

４　契約期間　 から　　　　　　　　までの日間と

する。ただし投票を行わないこととなったときは、その事由が生じ

た日までとする。

５　請求及び支払 この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙

法第93条第１項又は第２項の規定により洋野町に帰属することとな

らなかった場合においては、乙は条例の定める限度内で洋野町長に請

求するものとする。ただし、供託物が洋野町に帰属することになる場

合又は洋野町長に請求する金額が契約金額よりも少ない時は、甲は乙

にその不足額を支払うものとする。

６　その他 この契約に定めるもののほか必要な事項は甲、乙協議して定めるも

のとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ１通を所持

する。

令和　　年　　月　　日

 甲　洋野町　　　選挙候補者

　　　　　　　　　 住　　所　　岩手県九戸郡洋野町　　　第　　地割　　番地

氏　　名

 乙　住所（所在地）

氏名又は名称

代表者氏名（法人の場合）

**選挙運動用自動車賃貸借契約書**

　洋野町　　　選挙候補者　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

１　自動車の種類

及び車名

２　自動車登録番号

　　又は車両番号

３　契約金額 円（１日当たり　　　　　　円）

（消費税を含む）

４　契約期間　 から　　　　　　　　　までの日間と

する。ただし投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた

日までとする。

５　請求及び支払 この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙

 　　 法第93条第１項又は第２項の規定により洋野町に帰属することとな

らなかった場合においては、乙は条例の定める限度内で洋野町長に請

求するものとする。ただし、供託物が洋野町に帰属することになる場

合又は洋野町長に請求する金額が契約金額よりも少ない時は、甲は乙

にその不足額を支払うものとする。

６　その他 この契約に定めるもののほか必要な事項は甲、乙協議して定めるも

　　　　　　　　　 のものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ１通を所持

する。

令和　　年　　月　　日

 甲　洋野町　　　選挙候補者

　　　　　　　　　 住　　所　　岩手県九戸郡洋野町　　　第　　地割　　番地

氏　　名

 乙　住所（所在地）

氏名又は名称

代表者氏名（法人の場合）

**選挙運動用自動車燃料供給契約書**

　洋野町　　　選挙候補者　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

１　自動車の種類

及び車名

２　自動車登録番号

　　又は車両番号

３　契約金額 単価１リットルあたり　　　円(消費税を含む)とし、契約の期間中

の供給総量に単価を乗じた金額とする。

４　契約期間 からまでの日間と

する。ただし投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた

日までとする。

５　請求及び支払 この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙

法第93条第１項又は第２項の規定により洋野町に帰属することとな

らなかった場合においては、乙は条例の定める限度内で洋野町長に請

求するものとする。ただし、供託物が洋野町に帰属することになる場

合又は洋野町長に請求する金額が契約金額よりも少ない時は、甲は乙

にその不足額を支払うものとする。

６　その他 この契約に定めるもののほか必要な事項は甲、乙協議して定めるも

のとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ１通を所持

する。

令和　　年　　月　　日

 甲　洋野町　　　選挙候補者

　　　　　　　　　 住　　所　　岩手県九戸郡洋野町　　　第　　地割　　番地

氏　　名

 乙　住所（所在地）

氏名又は名称

代表者氏名（法人の場合）

**自動車の運転に関する雇用契約書**

　洋野町　　　選挙候補者　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の運転業務について、次のとおり契約を締結する。

１　自動車の種類

及び車名

２　自動車登録番号

　　又は車両番号

３　契約金額 １日当たり円（消費税を含む）とし、この額に契約期

間中の選挙運動用自動車の運転業務を行った日数を乗じて得た金額

とする。

４　契約期間　 からまでの　日間と

する。ただし投票を行わないこととなったときは、その事由が生じ

た日までとする。

５　請求及び支払 この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙

挙法第93条第１項又は第２項の規定により洋野町に帰属することと

ならなかった場合においては、乙は条例の定める限度内で洋野町長に

請求するものとする。ただし、供託物が洋野町に帰属することになる

場合又は洋野町長に請求する金額が契約金額よりも少ない時は、甲は

乙にその不足額を支払うものとする。

６　その他 この契約に定めるもののほか必要な事項は甲、乙協議して定めるも

のとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ１通を所持

する。

令和　　年　　月　　日

 甲　洋野町　　　選挙候補者

　　　　　　　　　 住　　所　　岩手県九戸郡洋野町　　　第　　地割　　番地

氏　　名

 乙　住　　所

氏　　名

**選挙運動用ビラ作成契約書**

　洋野町　　　選挙候補者　　　　　　（以下「甲」という。）と　（以下「乙」という。）は、選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約を締結する。

１　品名 公職選挙法第１４２条に定めるビラ

２　規格 　　　　cm×　　　　cm

３　数量 　　　　　　　枚

４　契約金額 　　　　　　　円（単価　　　円）

（消費税を含む）

５　納入期限 令和　　年　　月　　日

６　請求及び支払 この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙

 　　 法第93条第１項又は第２項の規定により洋野町に帰属することとな

らなかった場合においては、乙は条例の定める限度内で洋野町長に請

求するものとする。ただし、供託物が洋野町に帰属することになる場

合又は洋野町長に請求する金額が契約金額よりも少ない時は、甲は乙

にその不足額を支払うものとする。

７　その他 この契約に定めるもののほか必要な事項は甲、乙協議して定めるも

　　　　　　　　　 のものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ１通を所持

する。

令和　　年　　月　　日

 甲　洋野町　　　選挙候補者

　　　　　　　　　 住　　所　　岩手県九戸郡洋野町　　　第　　地割　　番地

氏　　名

 乙　住所（所在地）

氏名又は名称

代表者氏名（法人の場合）

**選挙運動用ポスター作成契約書**

　洋野町　　　選挙候補者　　　　　　　（以下「甲」という。）と　（以下「乙」という。）は、選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

１　品名 公職選挙法第１４３条第１項第５号に定めるポスター

２　規格 　　　　　cm×　　　　　cm

３　数量 　　　　　　　　枚

４　契約金額 　円（単価　　　　　円）

 （消費税を含む）

５　納入期限 令和　　年　　月　　日

６　請求及び支払 この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙

 　　 法第93条第１項又は第２項の規定により洋野町に帰属することとな

らなかった場合においては、乙は条例の定める限度内で洋野町長に請

求するものとする。ただし、供託物が洋野町に帰属することになる場

合又は洋野町長に請求する金額が契約金額よりも少ない時は、甲は乙

にその不足額を支払うものとする。

７　その他 この契約に定めるもののほか必要な事項は甲、乙協議して定めるも

　　　　　　　　　 のものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ１通を所持

する。

令和　　年　　月　　日

 甲　洋野町　　　選挙候補者

　　　　　　　　　 住　　所　　岩手県九戸郡洋野町　　　第　　地割　　番地

氏　　名

 乙　住所（所在地）

氏名又は名称

代表者氏名（法人の場合）